# 最近の産業歯科保健に関する話題

## 大 山 篤

# Recent topics regarding occupational dental health

## Atsushi Ohyama

キーワード:産業歯科保健、労働安全衛生法、Common Risk Factor Approach

### 抄 録

第186回国会において、労働安全衛生法の一部改正案の附帯決議が決議された。その付帯決議は、産業歯科保健に関する項目を含むものであった。産業歯科保健活動は、今までさまざまな理由で産業保健のなかで注目されてこなかった。この機会はわが国における今後の産業歯科保健の展開を大きく変えていくことになるかもしれない。本稿では、産業歯科保健に関する最近の話題をまとめた。

### はじめに

第186回国会において、労働安全衛生法の一部を改正する法律が成立し、平成26年6月25日に公布された(平成26年法律第82号)<sup>1)</sup>。今回の労働安全衛生法の一部を改正する法律については、主に1)化学物質管理のあり方の見直し、2)ストレスチェック制度の創設、3)受動喫煙防止対策の推進、等を柱とするものであった。参議院厚生労働委員会と衆議院厚生労働委員会における法律案に対する附帯決議では、上記の改正内容に関する項目のほか、産業歯科保健に関する項目も明記された。

### 【著者連絡先】

〒141-8688 東京都品川区北品川5丁目9-12 ㈱神戸製鋼所東京本社健康管理センター

大山 篤

TEL: 03-5739-6373 FAX: 03-5739-6999

E-mail: aoymemdv@tmd.ac.jp

附帯決議とは、実際に条文を修正するには至らなかったものの、政府が法律を執行するに当たっての留意事項を示したものである<sup>2)</sup>。今までの産業保健であまり注目されることがなかった産業歯科保健に関する項目が、労働安全衛生法の一部を改正する法律の附帯決議に入ったことは、わが国における今後の産業歯科保健の展開を大きく変えていくことになるかもしれない。

## 労働安全衛生法の一部を改正する 法律案に対する附帯決議

今回の「労働安全衛生法の一部を改正する法律 案に対する附帯決議」は、第186回国会の参議院 厚生労働委員会で最初に決議された(平成26年4 月8日)<sup>3)</sup>。附帯決議の産業歯科保健に関する項目 として、「一般の労働者の口腔の健康を保持する ことの重要性に鑑み、第百七十七回国会において 本委員会提出により成立した歯科口腔保健の推進 に関する法律の趣旨も踏まえ、業務と歯科疾患の 関連についての知見の収集に努め、収集した知見 をもとに、労使関係者の理解を得つつ、職域における歯科保健対策について具体的に検討を行うこと」と明記されている<sup>3)</sup>。

続いて、平成26年6月18日の衆議院厚生労働委員会でも、労働安全衛生法の一部を改正する法律案に対する附帯決議として、「全ての労働者の口腔の健康を保持することの重要性に鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律の趣旨も踏まえ、業務と歯科疾患の関連についての知見の収集に努め、収集した知見をもとに、労使関係者の理解を得つつ、職域における歯科保健対策(歯科検診のあり方、産業歯科医の位置づけ等)について具体的に検討を行うこと」が記載された4)。

従来、職域における産業歯科保健は、有害な業務に従事する労働者に対する特殊健康診断において職業病を検出する以外に、法律で定められたものがなかった<sup>5</sup>。海外では歯科疾患は公衆衛生的な対応が必要な疾患であることが認識されているが<sup>6</sup>、わが国の産業保健では歯科疾患を労働と関係のない個人的な病気(私病)として扱う風潮が強かったため、産業保健活動の中に歯科保健対策が積極的に取り入れられる機会は少なかった。結果的にわが国における労働と歯科保健での関連性について、産業保健で活用できる歯科保健データは不足しており、労働者にとって大きな損失になっている。

今回の労働安全衛生法の一部改正案の附帯決議では、「疾病の発症、増悪に関与する数多くの要因の一つとして、作業に関連した要因が考えられる疾患の総称」とWHOで定義されている作業関連疾患<sup>7.80</sup>についての知見の収集に努めることが求められている。前述の理由から、作業に関連した要因が歯科疾患に及ぼす影響については未解明のことが多く、労働者の歯科保健の向上のためにも、新たな知見を得るための調査が急務である。しかし、今までの基礎データの蓄積が不足している中で結果を出して行くには、相応の時間が必要になるであろう。作業関連疾患という視点から歯科疾患の実態が解明できれば、職域における新たな歯科保健対策が見えてくる可能性がある。

### 定年前後になってから労働者が後悔する 「定期歯科受診し

定年前後の労働者が、健康について最も後悔し ていることをご存知だろうか。2012年11月12日 号のPRESIDENT誌において、定年前後の労働者 (55~74歳)を対象に、「退職前にやっておくべ きだったと後悔していること | に関する Web調 査の結果が特集されていた<sup>9)</sup>。後悔している内容 は「健康 | や「お金と暮らし」、「仕事と人間関係 | などのテーマに分けられ、それぞれにランキング がつけられていたのであるが、この健康に関する 後悔のランキング第一位が「歯の定期検診を受け ればよかった」だったのである10)。「スポーツな どで体を鍛えればよかった」、「日頃からよく歩け ばよかった」よりも上位であり、この年代の多く の労働者が口の健康について困っていることがよ くわかる結果であった。この特集では、70歳以上 になると「歯の定期検診を受ければよかった」と いう回答が顕著に増加することも同時に記されて おり、年齢を重ねるごとに労働者の歯の健康が深 刻になるようだとコメントされていた。この結果 は、70歳以上になると一人平均現在歯数が20本 を割り込むという、平成23年歯科疾患実態調査の 結果11)とも整合性がとれているように思われる。

現在の高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇 用制度12)では、定年を定める場合には60歳を下 回ることができない。また、65歳未満の定年を定 めている事業主は、65歳までの雇用を確保するた め、1) 定年の引上げ、2) 継続雇用制度の導入、 3) 定年の定めの廃止、のいずれかの措置を導入 することが義務付けられるようになった。今後、 年金の支給年齢との関係により労働者の定年がさ らに引き上げられる可能性も否定できない13)な かで、定年が延長された労働者が年齢を重ねるご とに歯の健康で困らないような方略を考えていか ければならない。職域での産業保健活動が歯科保 健対策に無関心であるほど、労働者の人生におけ る歯科保健の「空白期間」が長期化することにつ ながりやすく、定年前後の労働者の歯の健康への 悪影響が懸念される14)。産業保健活動に計画的な 歯科保健対策を取り入れ、労働者が若いうちから 産業歯科保健の恩恵を継続的に受けられるような 仕組みが必要になるだろう。

産業保健活動に歯科保健対策を取り入れる是非については、労働者の歯科保健対策に関する社会的ニーズ<sup>15)</sup>がしばしば問題になりやすい。すなわち、歯科疾患などの生活習慣病は、専門家からみて対策が必要と思う状態(normative needs)であっても、労働者自身が対策のニーズを感じる状態(felt needs)にあるとは限らない。さらに、労働者が対策のニーズを感じる状態であっても、実際に(歯科)保健サービスとして享受する行動(expressed needs)には至らないこともある。産業保健活動における歯科保健対策では、このような社会的ニーズに関するギャップを専門的な立場から考慮する必要がある。

職域における産業保健活動では、「労働者が ニーズを感じているかどうか」を産業保健活動に 取り入れる基準としているケースもあるようであ るが、前述のように生活習慣病対策を労働者が ニーズとして感じ始めるのは定年前後の年齢に なってからのことが多く、若年労働者や働き盛り の世代に生活習慣病対策のニーズを問うのは適切 ではない場合がある。また、それぞれの生活習慣 病について専門的な知識がある職種が産業保健活 動に関わらないと、生活習慣病対策のニーズや効 果的な対策が浮かび上がってこないこともあるよ うである。そのため、定年延長時代における職域 の専門職が一定の関わりを持つことが望ましい。

### 産業(歯科)保健と

#### Common Risk Factor Approach

産業保健では、喫煙対策やメタボ健診など、生活習慣病の共通のリスクファクターに働きかけるような Common Risk Factor Approach<sup>16-18)</sup> がしばしば採られている。この手法はさまざまな職種が協働するのに適しており、歯科の専門職も関わりやすい特長がある。

近年、歯科疾患は他の生活習慣病と関連してい

ることが多く、さまざまな生活習慣病と共通のリスクファクターの存在が指摘されている。定年の延長は歯科疾患だけでなく、生活習慣病全体に影響する可能性が高い。さまざまな生活習慣病に共通したリスク対策を職域で考える必要性も高まるであろう。そのため、職域におけるCommon Risk Factor Approachに歯科の専門職が関わることは、生活習慣病へのリスク対策に関する選択肢を増やすことにつながり、歯科疾患だけでなく生活習慣病全体の改善が期待できる。

### 文 献

- 1) 厚生労働省HP:労働安全衛生法の改正について. http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/(2014年12月10日最終アクセス)
- 2) 参議院HP: 参議院のあらまし 委員会の活動 (1) 法律案の審査.

http://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/keyword/katudo01.html

(2014年12月10日最終アクセス)

3) 参議院 議案情報 第186回国会附帯決議 労働安全 衛生法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (平成26年4月8日) (PDF).

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/186/f069\_040801.pdf

(2014年12月10日最終アクセス)

4) 衆議院 第186回国会閣法第64号 附帯決議 労働 安全衛生法の一部を改正する法律案に対する附帯決 議

http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb\_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kourou06B6B0C9AF046CBC49257 D0000099612.htm

(2014年12月10日最終アクセス)

- 5) 日本歯科医師会監修:歯科医師のための産業保健入門,第6版,56-74,財団法人 口腔保健協会,東京,2010.
- 6) Daly B, Batchelor P, Treasure E, Watt RG: Essential Dental Public Health. 2nd ed, Oxford, Oxford University Press, 2013.
- 7) 独立行政法人 労働者健康福祉機構: 勤労者医療と

http://www.rofuku.go.jp/rofukukiko/tabid/92/Default.aspx

(2014年12月10日最終アクセス)

8) 高橋和久:作業関連性腰痛への国際的取組みとわが 国の現状、日本腰痛学会雑誌、2006、12:29-33.

### 最近の産業歯科保健に関する話題

PRESIDENT Online: 「リタイア前にやるべきだった……」後悔トップ20【1】.

http://president.jp/articles/-/12331 (2014年12月10日最終アクセス)

- 10) PRESIDENT Online: 「リタイア前にやるべきだった……」後悔トップ20【2】健康. http://president.jp/articles/-/12332 (2014年12月10日最終アクセス)
- 11) 厚生労働省:平成23年歯科疾患実態調査 資料2 結果の概要 図表
  - http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/62-23-02.pdf (2014年12月10日最終アクセス)
- 12) 厚生労働省:高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号). http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/koureisha/topics/dl/tp0903-gaiyou.pdf(2014年12月10日最終アクセス)
- 13) NEWSポストセブン: 年金 受給開始年齢が65歳から70歳に引き上げなら1000万円減に.
  - http://www.news-postseven.com/archives/20141024\_ 282575.html

(2014年12月10日最終アクセス)

14) 鹿児島県産業保健総合支援センター: さんぽ通信

26年バックナンバー 産業口腔保健.

http://sanpo-kagoshima.jp/magazine/ma\_news/26.html (2014年12月10日最終アクセス)

15) 深井穫博, 安藤雄一:歯科分野における保健・医療・介護の需要とニーズの概念。

厚生労働科学研究補助金(地域医療基盤開発推進研究 事業研究事業)「歯科疾患の需要予測および患者等の 需要に基づく適正な歯科医師数に関する研究」(医療 21 - 医療 - 一般 - 015) 平成21年度総括・分担研究報 告書.

http://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/juq/jyukyu/docu21/docu21\_2.pdf

(2014年12月10日最終アクセス)

- 16) Watt RG.: Strategies and approaches in oral disease prevention and health promotion. Bulletin of the World Health Organization: the International Journal of Public Health, 2005, 83: 711-718.
- 17) Sheiham A, Watt RG: The Common Risk Factor Approach: a rational basis for promoting oral health. Community Dent Oral Epidemiol, 2000, 28: 399-406.
- 18) 大山篤: 生活習慣病と歯科疾患の関連性と Common risk factor approach. 健康開発, 2014, 19: 90-97.

# Recent topics regarding occupational dental health

### Atsushi Ohyama

(Health Administration Center, Tokyo Head Office, Kobe Steel, Ltd.)

Key Words: occupational dental health, Occupational Health and Safety Law, Common Risk Factor Approach

It has passed that an additional resolution of a bill to amend the Occupational Health and Safety Law in the 186th Diet. That additional resolution included a item about occupational dental health. Occupational dental health activity have ever received little attention in Japanese occupational health for various reasons. This opportunity may lead to the development of Japanese occupational dental health in the future. The purpose of this paper is to summarize recent topics regarding occupational dental health.

Health Science and Health Care 14 (2): 75 – 78, 2014